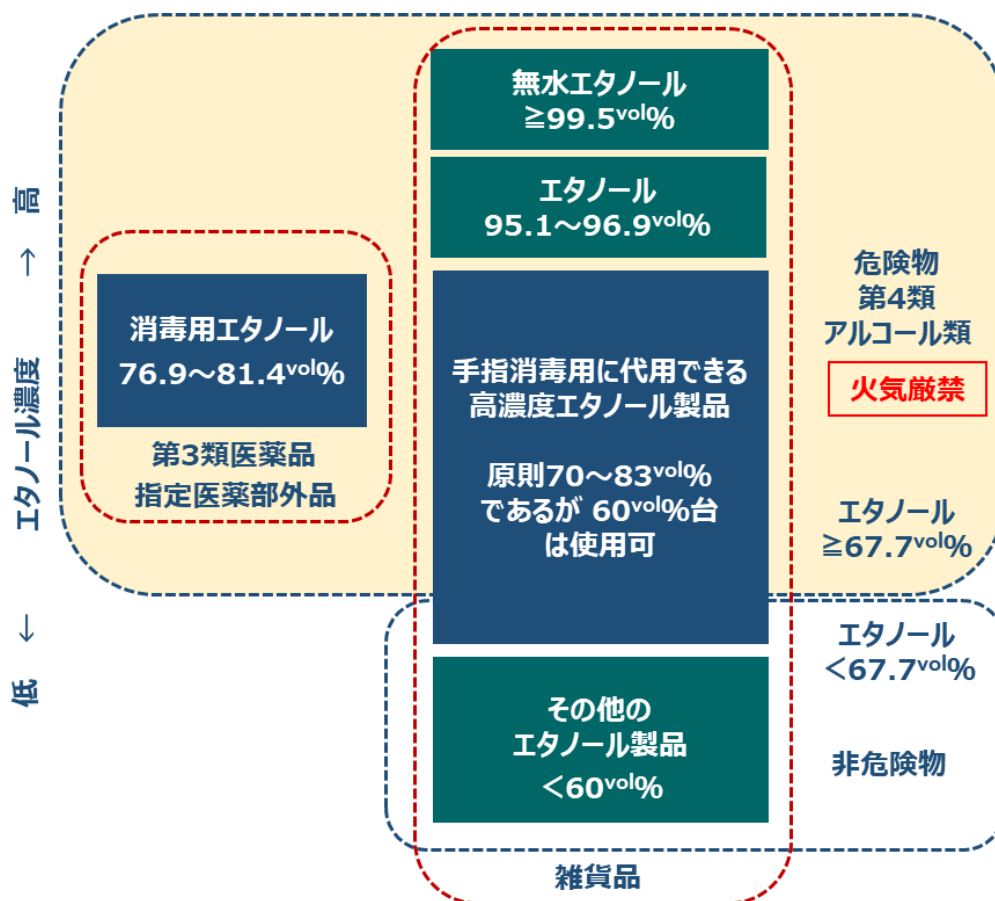




消毒用エタノール

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、厚生労働省は「3つの密」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用エタノールによる消毒の励行を挙げています¹⁾。

ここで言う、消毒用エタノールとは医薬品または医薬部外品としての認可を受けたものを指しますが、急速な需要の増大に供給が追いつかず、品薄な状況が続いています。そのような中で、ドラッグストア等の店頭やインターネット通販等では、医薬品または医薬部外品としての認可を受けていない様々なエタノール製品が販売されており、どれを選んだらよいのか分かり難い状況です。当センターにも消毒用エタノールに関連したお問い合わせが多く寄せられていることもあり、最新の情報を整理してお伝えしたいと思います。



消毒用エタノール

消毒とは物体や生体に、付着又は含まれている病原性微生物やウイルスを、感染を生じない程度に数を減らすことと定義されています。病原性微生物やウイルスには様々な種類がありますので、消毒剤は出来るだけ多くの種類に効果があることが求められます。このため、医薬品、医療機器等

の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に基づき制定された、日本薬局方に品質等の基準が定められており、この基準に準拠して製造され、厚生省の認可を受けたものが「消毒用エタノール」となり、第 3 類医薬品または指定医薬部外品として販売されています。

「消毒用エタノール」のエタノール濃度は 76.9～81.4 vol%とされています。濃度が高いほど効果が大きいように思われがちですが、エタノールの場合、この濃度範囲の時に最も殺菌力が強いことが知られています。

「消毒用エタノール」は、第 3 類医薬品または指定医薬部外品の表示がある、エタノールを 76.9～81.4 vol%含有する旨の表示があることで見分けることができます。また、「消毒」や「殺菌」は薬機法の認可を受けた第 3 類医薬品及び指定医薬部外品でのみ使用される表現です。

「消毒用エタノール」には、エタノール 76.9～81.4 vol%のほかに、イソプロパノールを少量含有する製品もあります。エタノールには酒税が掛かりますが、イソプロパノールを配合することで変性（苦みや匂いをつけて飲用できないようにすること）して酒税が掛からないようにしたものです。そのため、価格が低く設定されていますが手指消毒用に使用可能です。

手指消毒用に代用できる高濃度エタノール製品

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「消毒用エタノール」の供給が逼迫したことから、厚生労働省は代用できる高濃度エタノール製品についての事務連絡を出しました²⁾。そこでは、エタノール濃度 60～83 vol%のものが使用可能、代替として用いられる高濃度エタノール製品は薬機法に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等については同法による規制を受けない、

「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」といった内容を製品の表示や広告等に記載して差し支えないとしています。ただし、臨時的・特例的な対応であり、使用者の責任において使用することになります。

これを受けて、様々な高濃度エタノール製品が市場に出回りました。これらの製品は基本的に雑貨品であり、エタノール濃度 60～83 vol%等の要件を満たしたものが、特例的に手指消毒用に使用できるとされていることを認識しておく必要があります。エタノール濃度 60 vol%未満でも除菌用として販売されている製品も数多くあります。また、雑貨品には使用成分の濃度まで表示する義務はなく、エタノール濃度表示のない製品も見受けられます。

見分けるポイントは下記の 3 点です。①製品にエタノールの濃度表示があり 60～83 vol%であることが確認できる。②「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」との表示がある。この場合上記の事務連絡を受けて製造された製品と見なすことができます。③「火気厳禁」の表示がある。エタノール濃度 67.7 vol%以上の場合、消防法の危険物第 4 類・アルコール類に該当し、その旨の表示と「火気厳禁」の警告表示が義務付けられています³⁾（消防法では重量%が採用されており、規制基準値は 60 wt%ですが、これを容量%に換算すると 67.7 vol%となります）。ただし、エタノール濃度 60 vol%以上で 67.7 vol%未満の場合、消防法の危険物には該当せず、「火気厳禁」の表示はありません。

①～③で確認できない場合には、直接製造元または販売元に問い合わせるようにしてください。

「無水エタノール」や「エタノール」として販売されている高濃度エタノール製品

薬局等で「無水エタノール」、「エタノール」として販売されている製品があります。これらは雑貨品で、本来は掃除等の用途で用いられますが、日本薬局方の規格に則って製造されたものであれば、「無水エタノール」は 99.5 vol%以上、「エタノール」は 95.1～96.9 vol%となっており、

濃度表示もあります。これらは、そのままでは手指消毒用には使うことはできませんが、精製水または水道水で薄めて手指消毒用とすることができます。薄め方は容量でエタノール 4：水 1 です。

その他のエタノール製品

主に、物品の除菌や洗浄、消臭を目的とした製品です。「除菌」とは物品などの対象物に含まれる微生物の数を減らし清浄度を高めることをいいます。先の医薬品や医薬部外品の消毒用エタノールが「殺菌」して「消毒」するのに対し、これらの製品は「除菌」して「洗浄」、「消臭」する製品です。このため、消毒剤と同レベルの効果を求めている訳ではなく、一般にエタノール濃度も低く設定されています。また、界面活性剤などの成分と組み合わせて、洗浄、消臭等に相乗的効果を図った製品もあります。これらは、新型コロナウイルスに対する効果が確認されておりません。

新型コロナウイルスに関連した手指の消毒用エタノールについて書いてきましたが、感染予防のために大事なことがもう一つあります。それは適切に使用することです。適量を手に取り、手指にまんべんなく擦り込んで乾燥させることが大事です。製品に記載されている用量・用法を守って正しくお使いください。

【参考にした情報】

- 1) 新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）、厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-1)
- 2) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について(改訂その2)」、2020年4月22日、厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000624086.pdf>)
- 3) 「消毒用アルコールの取扱いにご注意ください!!」、2020年4月17日、東京消防庁
(<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kouhouka/pdf/020417-2.pdf>)